

長崎県県営林Jークレジット販売要領

（趣旨）

第1条 本要領は、長崎県が県営林で取得したオフセット・クレジット（以下「県営林Jークレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者又は団体等へ販売することに関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

（1）カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

（2）Jークレジット

経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット（Jークレジット）制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量。

（3）県営林Jークレジット

Jークレジットのうち、県営林において認証されたオフセット・クレジット。

（購入者の募集）

第3条 県営林Jークレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則として県ホームページ等により行う。

2 県営林Jークレジットの販売は、長崎県が保有する温室効果ガス吸収量の範囲内で行うものとし、県ホームページで販売量を公表するものとする。

（販売方法）

第4条 県営林Jークレジットの販売は、原則として次の各号により行う。

（1）Jークレジット・プロバイダー等による仲介取引

（2）Jークレジット制度事務局が実施する入札販売への参加

（3）カーボン・クレジット市場での販売

（4）その他

2 県営林Jークレジットの販売は、長崎県が保有する数量の範囲内で行うものとする。

（販売単価・最低販売量）

第5条 県営林Jークレジットの販売単価は、1トン（ $t-CO_2$ ）当たり11,000円（税込み）以上とする。

2 最低販売量は1トン（ $t-CO_2$ ）とし、1トン（ $t-CO_2$ ）単位で販売する。

(購入の申込み)

第6条 県営林Jークレジットの購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)

は、申請書類(様式第1号から第3号)に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、知事に提出するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事業者及び団体等への販売は行わない。

- (1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある事業者、団体等
- (3) その他県営林Jークレジット制度の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

(売買契約の締結)

第7条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査の上、購入希望者に購入決定通知(様式第4号)を行い、売買契約を締結するものとする。

(売買代金の納付)

第8条 購入者は、県営林Jークレジットの売買代金を、知事が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(県営林Jークレジットの移転・無効化)

第9条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、Jークレジット登録簿システムの操作により県の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ県営林Jークレジットの移転を行うものとする。

- 2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合には、県がJークレジット登録簿システム上のクレジットについて無効化を行うため、Jークレジット制度事務局に対して無効化を申請する。
- 3 購入者がカーボン・オフセットの証明を希望する場合、第1項及び第2項により県営林Jークレジットの移転又は無効化を行った後、知事は購入者に対して証明書を交付できるものとする。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

長崎県知事

様

(事業者名)

(代表者名)

(住 所)

長崎県県営林 J-クレジット購入申込書の提出について

長崎県県営林 J-クレジットについて、次のとおり関係書類を添えて購入申込書を提出します。

添付書類

- (1) 長崎県県営林 J-クレジット購入申込書 (様式第 2 号)
- (2) 法人の概要調書 (様式第 3 号)
- (3) その他

(様式第 2 号)

長崎県県営林 J-クレジット購入申込書

購入希望者	事業者名	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	
	ファクシミリ	
	メールアドレス	
	担当部署 担当者名	
購入目的	※使用者、使用内容、使用量、使用時期等を記載してください	
購入希望量	トン (t -CO ₂)	
購入希望単価	円 / t -CO ₂ (税込み)	
J-クレジット の移転	いずれかに、○を付けてください。 ア J-クレジット登録簿に口座を保有又は今後保有する予定であるので、売買代金を支払い後、指定する保有口座に移転を希望 口座番号 _____ イ J-クレジット登録簿に口座を保有しないので、売買代金を支払い後、無効化口座に移転を希望	
契約希望 時期		
プレス発表等 に関する希望	※ 希望する公表内容、公表時期を記載してください	
県のホームページへの掲載 希望について	いずれかに、○を付けてください。 ア 社名等の固有名称は、ホームページで公表しないことを希望します。 イ 社名等の固有名称を、ホームページで公表して構いません。	
申込適格	いずれかに、○を付けてください。 長崎県県営林 J-クレジット販売要領第 6 条第 1 項各号に掲げる事業者等に ア 該当します。 イ 該当しません。	
その他		

(様式第 3 号)

事業者等の概要

名 称	【設立年月： 年 月】
住 所	〒 TEL
連 絡 先 (上記と異なる とき)	〒 TEL
代表者氏名	
事業責任者	氏 名 TEL E-mail
法人概要	従業員数： 資本金： 売上高： など
法人活動概要	※事業内容、活動拠点等を記載してください

(様式第4号)

令和 年 月 日

様

長崎県知事

印

「長崎県県営林 J-クレジット」購入者の決定について

令和 年 月 日付で購入申込があった「長崎県県営林 J-クレジット」の購入について、下記のとおり売却を決定いたしました。

つきましては、別添「J-クレジットの売買に関する契約書」2部に押印のうえ、令和 年 月 日までに返送いただきますようお願いいたします。

記

1. 購入量 ●● t-CO₂

2. 売却単価 円／t-CO₂

(うち消費税及び地方消費税 円／t-CO₂)

3. 売却金額 円

(うち消費税及び地方消費税 円)

長崎県県営林 J-クレジット カーボン・オフセット証明書

様

カーボン・オフセット量 ● ● t -CO₂

長崎県県営林において創出した J-クレジットを活用して
下記の内容に基づきカーボン・オフセットを完了しました。

貴社がカーボン・オフセットの実施により、二酸化炭素
排出削減に貢献したことを証明いたします。

◇カーボン・オフセットの対象 :

◆クレジット種別 :

◆プロジェクト名 :

◆クレジット識別番号 :

◆無効化日 : 令和 年 月 日

令和 年 月 日

長崎県知事